

## 令和4年度第1回栗原市総合教育会議 会議録

1 招集日時 令和5年2月1日(水)午後3時

2 招集場所 金成庁舎3階 特別会議室

3 出席構成員

市長	佐藤 智
教育長	佐藤 新一
教育委員	只見 直美
教育委員	蘇 武 徳 行
教育委員	久 我 一 仁
教育委員	千 葉 みどり

4 説明等のため出席した者

教育部長	三 塚 満
教育部次長	尾 形 寿 美
教育部次長	菅 原 健 志
教育総務課長	菅 原 浩 志
学校教育課長	菅 原 主 税
学校教育課副参事	菅 原 博
社会教育課長	佐々木 克 則
社会教育課長補佐	鈴 木 隆 之
文化財保護課長	千 葉 長 彦
教育研究センター副参事	遠 藤 俊 哉
総務課長	佐 藤 仁
総務課秘書係長	二階堂 誉 嘉
教育総務課長補佐	高 橋 一 人

5 開 会 午後3時

教育総務課長 定刻になりました。皆様、御起立願います。ただいまから、令和4年度第1回栗原市総合教育会議を開会いたします。よろしくお願ひします。御着席ください。

6 あいさつ

教育総務課長 開会にあたり、佐藤市長が挨拶を申し上げます。

市長 本日は、御多忙のところ、本会議へ御出席いただき、誠にありがとうございます。ございます。

佐藤教育長をはじめ教育委員の皆様には、栗原市の教育行政の推進にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

さて、全国で感染が続いている新型コロナウイルス感染症でございますが、国内で初めて確認されてから3年が経過いたしました。これまでの間、市民の皆様をはじめ、児童・生徒にも様々な場面で我慢の生活を強いられる状況でございました。しかしながら、今年度は、感染対策を講じながら、教育部所管の事業であります全日本中学生ホッケー選手権大会や文化講演会、栗原ハーフマラソン大会、そして、先日は二十歳を祝う会が開催され、少しずつではございますが、様々な事業が動き始めたことを実感しております。

また、この春には、新型コロナの位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更されるということが報道されましたが、マスク着用のルールを緩和する方針が示されているところであります。令和5年度においては、より活発な活動が展開されるところでありますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

本日は、令和4年度第1回栗原市総合教育会議ということでございます。案件といたしましては、「栗原市いじめ防止基本方針」や「令和5年度の主要事業」について協議をさせていただきますので、皆様方の忌憚ないご意見を頂戴いたしますことをお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 7 協 議

教育総務課長

次に、協議に入る前に、配布資料の資料1、栗原市総合教育会議運営要綱をご覧ください。

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めたものであります。本日の総合教育会議は、この要綱の規定にのっとり運営を行ってまいります。

それでは、運営要綱の第3条第1項の規定により、総合教育会議の議長は、市長があたることとなりますので、ここからは、佐藤市長に議事の進行をお願いいたします。

市 長

本日の議題は、2件であります。

会議の進行に御協力をお願いするとともに、活発な意見交換をお願いします。

それでは、「(1) 栗原市いじめ防止基本方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

資料2-1 栗原市いじめ基本方針について説明いたします。

この基本方針は、本市の児童生徒の尊厳を保持するため、県や市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、国のいじめ防止基本方針及び宮城県いじめ防止基本方針を参考に、平成26年度に策定したものであ

ります。本日の総合教育会議においては、基本方針の再確認を行っていただくため、要点のみをかいつまんで、説明させていただきます。

表紙裏の目次をお開き願います。

本基本方針は、

1. 基本的な考え方
2. 市及び市教育委員会が実施する施策
3. 学校が実施すべき施策
4. 重大事態への対処

の4つの項目で構成されております。

1ページをご覧ください。「1 基本的な考え方」の「(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念」であります。いじめの防止等の対策は、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならないとしております。

次に、「(2) いじめの定義」であります。いじめ防止対策推進法において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しております。

3ページをご覧ください。「(4) いじめ防止等に関する基本的考え方」についてであります。3ページでは、いじめの防止について、4ページでは、いじめの早期発見・対処、家庭との連携について、5ページでは、地域・関係機関との連携について、必要な取組みをまとめております。

6ページは、「2 市及び市教育委員会が実施する施策」であります。基本方針については、定期的に見直しを行うことや、必要に応じて見直しを図っていくこととしております。

次に(2)では、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、市関係部局、児童相談所、法務局、警察署、この他に心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で構成する「栗原市いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとしております。

(3)では、基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した「栗原市調査委員会」を設置することとしており、主な機能については、以下の白丸4つとなります。

今回の調査委員会は、4つ目の白丸「重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合」として、この規定に基づき調査を行っております。経過につきましては、後ほど説明いたします。

7ページから9ページにつきましては、各種施策について、記載しております。

10ページをお開き願います。書き出しの「重大事態への対処」の①において、市長は、推進法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関により、市教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならないとしておりますことから、現在、進めております調査委員会の調査結果につきましても、議会に報告することとなります。

また、②では、市長及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとしております。

11ページから12ページは、「3 学校が実施すべき施策」として、学校いじめ防止基本方針の策定について記載しております。

13ページには、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について記載しており、各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うとともに、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応することができ、複数の目による状況の見立てが可能となるよう、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等で構成する、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととしております。

14ページから17ページにつきましては、学校におけるいじめの防止等に関する措置として、いじめの防止、早期発見、措置、情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応について、必要な取組みをまとめております。

16ページの4段落目をご覧ください。いじめが解消している状態の要件について記載しております。いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

一つ目は、「①いじめに係る行為が止んでいること」として、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

二つ目は、「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」として、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとして

おります。

今回の事案では、学校が令和3年10月にいじめと認知し、令和4年1月にいじめ解消としておりましたが、被害児童本人及びその保護者への確認は行われておりませんでした。

次に、18ページをお開き願います。「4 重大事態への対処」、「(1) 市教育委員会又は学校による調査」の「イ 重大事態の発生と調査」についてであります。

推進法第28条では、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該市学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定されております。

第1号では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

第2号では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とされております。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当する、いじめを受ける児童生徒の状況とは、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日が目安となります。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であるとされております。

今回は、第28条第2号の規定に基づき、被害児童が11月8日から連続して登校しておらず、その原因がいじめによるものと疑われることから、目安の30日に達してはおりませんでした。令和4年12月12日に重大事態として、認定したものであります。

19ページをご覧ください。「(ハ) 調査の趣旨及び調査主体について」であります。3段落目、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合があります。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判

断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施するとしておりますことから、今回は市教育委員会主体の調査委員会を設置しております。

「(二) 調査を行うための組織について」であります。2段落目、この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとしております。

今回の調査委員は、大学教授、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、ソーシャルワーカーとし、大学並びに各職能団体に推薦を依頼しております。

次にページが飛んで、22ページをご覧ください。「ロ 調査結果の提供及び報告」の「(イ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任」であります。

23ページの書き出しをご覧ください。

「市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。」としております。

「(ロ) 調査結果の報告」では、市長に行うこととしております。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付することとしております。

(2)では、調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置に関して、24ページにわたり、定めております。

25ページから27ページにつきましては、学校における取組のポイントとなります。

以上が、栗原市いじめ基本方針の再確認のための説明となります。

次に、資料2-2 調査委員会の経過について、説明いたします。

「1 いじめ重大事態認定の経緯について」であります。本市小学校4年生男子児童1人が、令和4年11月8日から登校しておらず、学校における様々な学習活動を行えない状態にあります。本事案について、学校では関係児童への聴き取り等による事実確認と指導を継続してきておりますが、被害児童と加害児童、及びそれぞれの保護者に認識の食い違いがあり、いまだ解消には至っていない状況であります。

このことについて、教育委員会では「栗原市いじめ防止基本方針」により、本事案が「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と判断し、令和4年12月12日に、重大事態と認定するとともに、第三者による調査委員会を設置することを決定したものであります。

次に、「2 栗原市調査委員会について」であります。教育委員会では、各職能団体に調査委員の推薦を依頼し、令和5年1月7日に「第1回栗原市調査委員会」を開催しております。第1回会議では、教育長が委員の委嘱を行うとともに、委員長に事実関係の調査等について諮問いたしました。その後、委員長が議事を進行し、本案件の概要の確認や今後の調査の進め方等について協議しております。1月28日に開催した第2回会議では、調査委員会が行うべき調査内容の検討や、役割分担等について協議しております。なお、第3回会議は2月23日に開催する予定であり、今後のスケジュールにつきましても、調査委員会の中で決定していくこととしております。

次に、「3 栗原市調査委員について」であります。委員会は6人の構成とし、職種は大学教授、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士兼ソーシャルワーカーとなっており、委員長には久保順也教授、副委員長には東田正平弁護士が選任されております。

以上で、「栗原市いじめ防止基本方針について」の説明を終わります。

市長

説明が終わりました。調査委員会が設置されたということで、しっかりと調査をして、二度とこのようなことが起きないようにしていかなければならないと思います。そこで、今回、あらためて、基本方針をしっかりと確認したいと思ひまして、議題として取り上げさせていただきます。委員の皆さんから御意見を頂戴したいと思ひます。千葉委員さんからお願いします。

千葉委員

基本方針に目を通しました。現場の先生が初期段階で対応できればよいのですが、段々と状況が大きくなってきたときに、先生だけでは対応が難しくなるのではないかと思います。グループで対応しているとは伺っておりますが、実際に業務が多忙な中で担任の先生が1人で抱え込んでしまって、うまく対応できないうちに拗れてしまうことがあるのではないかと思います。先生方が、相談できる窓口の設置や専門の知識を持った方を配置するなど、1人で抱え込まないような体制にはなっているのでしょうか。

市長

現在の学校の体制はどのようになっているか、説明をお願いします。

菅原次長

学校には、いじめの対策委員会があり、問題の対応を行っております。

す。あわせて、委員会以外でも、学年主任、主幹教諭、教頭などが協力して対応に当る体制となっております。

今回の事案については、被害者とされる側、加害者とされる側、双方の主張の食い違いが大きく、学校としても対応に苦慮してきたという状況です。

市 長  
久我委員

久我委員さん、お願いします。

通常業務と並行して、いじめを未然に防ぐための対策を行う先生方は大変だと思いますが、やはり、きちんと事実関係を確認した上で、対策委員会などのセクションに繋いでいくことが重要であると感じます。

また、ネットなどの表面化しないいじめも怖いので、できるだけ早い段階で発見するための対策をお願いしたいと思います。

市 長  
只見委員

只見委員さん、いかがでしょうか。

かつては、PTAなどを通して、先生や親同士の横の繋がりがあり、お互いに情報交換したりして小さい問題は地域や家庭で解決できていたように思いますが、最近は、それが希薄になっているように感じています。学校と家庭との間に距離があるように思いますので、これを縮められるような取組みができると、先生方の負担も減るのかなと思います。今回のいじめの事案についても、先生方が頑張っているということを知っているのと、知らないのとでは、同じ話を耳にしても感じ方も違うと思います。先生が頑張っているので、保護者である自分たちも頑張らなければ、という空気を作っていければいいのかなと思います。

市 長  
菅原次長

確かに、最近はPTAや地域との関わりが薄くなってきたのかなと感じるところがあります。実際はどのような状況でしょうか。

時代の流れとともに関わりが薄くなってきている傾向に加えて、最近では、コロナ禍によって、学校と親、学校とPTA、PTAの中の親同士、また、地域社会との関わりなど極めて薄くなってきている状況にあります。これが、今回のいじめ問題のみならず、学校教育の様々な面にマイナスの影響を及ぼしていると思います。いじめの事案についても、本来であれば、学校と親御さんとの間、或いは、PTAの方々に協力していただくことで、解決に向けて、もっとうまく進めることができたかもしれないと思うことがあります。

市 長  
蘇武委員

それでは、蘇武委員さん、お願いします。

何故こうなってしまったのかと考えてしまいます。PDCAサイクルが機能していたのか、あらためて、今回の事案を教訓として、これまでの対応方法を点検し、見直しをしていく必要があるだろうと思います。ちょっとしたところで判断が狂ってしまって、状況が悪くなったと考えると、やはり初期対応が大切なのだと思います。基本方針をしっかり確認して、今後、このようなことがないようにしてい

なければならぬと思います。

市 長  
教育長

教育長は、いかがですか。

今回、いじめ調査委員会を設置する状況となってしまって非常に残念に思っておりますし、被害者とされる児童、加害者とされる児童だけでなく、その同級生の子ども達に申し訳なく思っております。子ども達にとっては、「今日も自分たちの学校が新聞に載っている」ということのショックは大きいと思います。調査委員会を立ち上げ、これまで2回開催しておりますが、調査委員会の委員の方々の力をお借りして、きちんと事実関係を詳らかにし、子ども達が安心して学校に登校できるようにしていくことが我々の責務だと思っております。

また、蘇武委員さんからも話がありましたが、このようなことを2度と繰り返さないよう、各学校の校長先生方には、あらためて、対応方法などを確認・点検をするよう話をしたところです。一日も早く解決に向かってほしいと思います。

市 長

いじめの事案への対応については、原点に立ち返って、基本方針を確認したいという思いから、本日、議題として取り上げさせていただきました。調査委員会による調査は粛々と進んでいると思っておりますが、学校現場においても、あらためて確認し、しっかりと浸透させていくことが重要だと思います。ほかにございませぬか。

(なしの声あり)

市 長

ほかにご意見等ないようですので、栗原市いじめ防止基本方針については、以上とさせていただきます。

市 長

次に、「(2) 令和5年度の主要事業について」を議題とします。  
4つの案件がございますが、1つずつ協議を行わせていただきます。

教育総務課長

まず、「① 学校給食費無償化について」の説明をお願いします。

それでは、学校給食費無償化について説明いたします。

資料3をご覧ください。学校給食費無償化につきましては、第2次栗原市総合計画後期基本計画に掲げ、「教育と子育て施策を充実し、子供たちが健やかに成長できるまち」を目指し、子育て支援のさらなる充実を図るため、家庭における教育費の負担軽減として、令和5年度から実施するものであります。

学校給食費無償化の具体的内容につきましては、

(1)として、市内に住所を有し、市立の小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒の保護者から学校給食費を徴収しない形での無償化を実施すること。

(2)としては、市内に住所を有し、特別な事情により市立以外の小・中学校及び特別支援学校に通学する児童・生徒の保護者へは、市立学校における年間の学校給食費の金額を上限と定め、補助金を交付すること。

(3)は、市外に住所を有し、栗原市立学校に通学する児童・生徒及び教員・職員等からは、これまでどおり学校給食費を徴収する。

の3つの内容で実施するものであります。

給食費の無償化にあたり、まず、1番目に、学校給食費に関してご説明させていただきます。学校給食費は、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な経費のうち、食材料費を学校給食費として保護者からご負担いただいているものです。それ以外の学校給食の施設や設備、運営に要する経費は、学校の設置者である市が負担しております。

次に、2の学校給食費無償化に伴う影響額についてであります。

市内に住所を有し、市立学校に通学する児童・生徒の保護者から学校給食費を徴収しない形での無償化は、市外学校等通学者への助成を含め、対象人数が3,939人分となり、約2億円の影響額が見込まれます。このため、令和5年度当初予算の案では、「くりはらっ子未来基金」や「過疎対策事業債のソフト事業」の財源を活用し、補填します。

なお、影響額や補填財源の内訳は、記載の表のように見込んでおります。

次に、3の特別な事情により市立学校以外へ通学する場合の助成についてであります。市内に住所を有し、特別な事情により市立以外の小・中学校及び特別支援学校に通学する児童・生徒の保護者へは、市立学校における平均給食提供日数に、現在の給食費負担金額(単価)を乗じた金額を上限に、申請により補助金を交付します。補助上限額は、小学生が5万円、中学生6万円とすることを予定しております。

次に、4の必要な規則改正等について、であります。

(1)は、栗原市学校等の給食費に関する規則の一部改正、(2)は、「(仮称)栗原市給食費補助金交付要綱」の新たな制定を行うこととしており、いずれも令和5年4月1日から施行いたします。

次に、5の学校給食費に未納がある場合の対応については、学校給食費の無償化は、令和4年度末に未納となっている学校給食費までも無償とするものではなく、未納がある場合は、これまでと同様に徴収業務を継続いたします。

最後に、6の食材料費等の物価高騰に伴う対応についてであります。今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時交付金を活用して、食材料費高騰に伴う給食費負担金の増額分を補填してはりましたが、給食費無償化を実施する令和5年度においても、同様に約2,800万円の臨時交付金を活用して学校給食の提供を行うこととしております。

なお、令和5年度の食材料費高騰分を加味し、給食費負担金を徴収するとした場合は、現行の単価と比較した場合、給食費負担金が、約10%の値上げとなる見込みです。

下段の表は、参考として、令和5年度に給食費負担金を徴収するとした場合の一食あたりの単価を表にまとめたものであります。

以上が、学校給食費無償化についての説明となります。

市 長

学校給食費の無償化につきましては、私の公約として掲げたものですが、関係部署で財源の検討など制度設計の調整をしていただいて、今年の4月から実施することとなりました。市立学校の無償化のほか、補助制度も考えておりますが、対象として想定している方について、説明をお願いします。

教育総務課長

特別な事情により市立学校以外に通う方への助成についてでございますが、具体的には、現在、花山の上原地区にお住まいの方は川渡小学校、鳴子中学校に通学されております。その方々が、市内の小中学校に通うとした場合にはスクールバスでの通学も難しい状況であることから、今回、特別な事情として補助の対象としたいと考えているものです。

市 長

栗原市では、年間2億円の財源が必要となります。少子化を止めるためにも、給食費無償化は必要だと考えておりますので、国に対しても、全国的な無償化の実施や財政支援を要望しているところですが、今回、国に先駆けて、栗原市でも実施するとしたものです。

蘇武委員

資料3の6番の項目で「…給食費負担金を徴収するとした場合…」とありますが、どのような意味でしょうか。給食費の一部負担があるということですか。

教育総務課長

食材費の高騰に伴う市の対応方法を説明した資料ですが、食材費の高騰に対応するため、従来の食材費の額に高騰分の10パーセントを上乗せした額で令和5年度当初予算を措置するというものです。無償化により保護者の皆さんから給食費負担金の徴収は行いませんが、無償化となった給食費のうち、食材費が高騰した10パーセント分についても国の臨時交付金を活用して市が負担するという意味の説明資料となります。

市 長

本日の会議は、教育委員の皆様の説明するという事で、高騰分の財源の話も資料に入っておりますが、一般的には分かりにくい話だと思いますので、一般向けの説明では削除したいと思います。

只見委員

一旦、給食費負担金を徴収してから、商品券などで還元するという話がありましたが、徴収しない形になり、すっきりとわかりやすくなったと思います。

市 長

はじめは、給食費負担金を徴収して、クーポンなどで還元することで実質負担をゼロとし、年間2億円の給食費分のお金を地元で使っただけということを考えましたが、制度が複雑になるということで改めることとしました。

久我委員

コロナ感染症対策の交付金を給食費に使うということですが、交付金の使い方として問題はないのでしょうか。

市 長

問題ありません。国からの通知もあり、今年度についても高騰対策に充てています。

只見委員

コロナ対策が終了した後は、どうなりますか。

市長 来年度分までは交付金がありますが、その後は、市単独での負担となります。

蘇武委員 現在の給食費負担金の単価が給食センターによって異なりますが、一迫の給食センターでは自前でご飯を炊いていて、他の二つの給食センターは熊谷製パンで炊いたご飯を仕入れていたと思います。将来的に、一迫給食センターを拡張して、全市的に給食センターで炊いたご飯を提供するという事も検討してみてもはいかがでしょうか。

教育部長 今度の議会で説明予定ですが、実は、一迫給食センターについては、来年度いっぱいまで廃止することを考えております。廃止した後は、南部給食センターに統合する形で考えております。現在の一迫給食センターは、オール電化の施設ということもあり、すべて電気で調理しておりますが、電気関係設備の老朽化で著しく、来年度末をもって廃止する予定としております。

一迫給食センターについては、一迫地区で米を栽培し、その米をセンター内で炊いて提供するというのが、特徴的な取組みであります。現在、米を納入する地元の組合とも協議しており、今月開かれる総会において了解いただくこととしております。

蘇武委員 自前でご飯を炊くことがなくなるということですので、今後、熊谷製パン1社からご飯を買う形になると思います。仮に、会社で何かトラブルがあつてご飯を提供できないとなった場合に、長期間給食を止める訳にもいかないとしますので、その際の対応も考えていかなければならないのかなと思います。

市長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

市長 ほかに御意見等ないようです。学校給食費無償化については以上としたいと思います。

市長 次に、「② 少人数学校推進事業（25人学級）について」の説明をお願いします。

学校教育課長 資料4の少人数学級について説明いたします。

事業の必要性及び内容についてであります。本事業は、子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出し教育へ転換し、個別最適な学びと協動的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、少人数学級を編制するものであります。

次に、25人を標準とする学級編制を実施する学年であります。小学校及び義務教育学校の第5学年並びに第6学年は、自立心や社会性を育てる発達段階であり、ある程度多くの人数の中で生活し、多様な感じ方・見方・考え方に接する必要がある、児童同士で意見を交換したり、

比較検討したりする学習内容が多くなることから、35人を標準とする学級編制とし、25人を標準とする学級編制は、小学校及び義務教育学校の第1学年から第4学年までといたします。

実施年度につきましては、令和4年度は小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年、令和5年度は第1学年から第3学年、令和6年度以降は第1学年から第4学年といたします。中学校及び義務教育学校後期課程は、35人を標準とする学級編制を継続して実施してまいります。

次に、市費負担教員の必要人数についてであります。今年度は、小学校及び義務教育学校前期課程において11人となっており、うち8人を、25人を標準とする学級編制に必要な教員として採用しております。中学校においては、1人採用しております。

令和5年度は、小学校及び義務教育学校前期課程において13人、うち25人を標準とする学級編制に必要な教員は12人、中学校においては、3人となっており、計16人の市費負担教員が必要です。現在、区域外就学の受付を行っており、3月まで学級編制は流動的ではありますが、市費負担教員の人数は2月末日で確定し、学級編成を行う予定としております。

次に、現在の市費負担教員の状況であります。更新者が7人、新規採用試験の合格者が3人、計10人となっており、必要人数に達しておりませんので、本日2月1日より2次募集を行っております。令和6年度以降の必要教員数につきましては、表のとおりとなっております。表の下に35人を標準とする学級編制の国及び県の状況について、記載しております。法律改正に伴う小学校及び義務教育学校前期課程の35人を標準とする学級編制の経過措置は令和6年度までとなっておりますことから、令和7年度以降につきましては、35人を標準とする学級編制に係る市費負担教員の採用は生じません。宮城県の学級編制弾力化事業による中学校第1学年及び義務教育学校第7学年の35人を標準とする学級編制は継続いたしますので、中学校第2学年から第3学年、義務教育学校第8学年から第9学年において、市費負担教員の必要が生じることとなります。

以上で、少人数学級推進事業についての説明を終わります。

市長

昨年から実施しております少人数学級推進事業ですが、説明にもありましたとおり、教員の確保に苦慮している状況です。御意見を頂戴したいと思います。

只見委員

必要な人数の先生を確保できない場合は、実施できないということになりますか。

市長

その場合は、やむを得ないと思います。

只見委員

少人数学級の先生は、正職員扱いでしょうか、臨時職員ということになるのでしょうか。

市 長  
只見委員  
教育長

市費負担教員という形の正規の職員となります。

正規職員扱いでも、人が集まらないということですか。

そもそも、教員になれる資格をもつ人自体が少ないということです。県でも、講師を募集していますが、必要人数を確保できないという状況ですので、人材の絶対数そのものが少ないというのが現実です。

定年退職する教員の数が多いのに対して、学校を卒業して教員になる学生数はここ数年ほとんど変わらないため、人が足りないという状況になっております。来年度は、16人必要であるのに対して、現在、10人という状況ですので、大学に声掛けして、何とか教員を確保していきたいと思っております。

市 長

教育長の話にありましたとおり、現実是非常に厳しい状況にあるようですが、何とか、今年度実施できている分については、来年度も引き続き実施できようをお願いしたいと思います。ほかにごさいませんか。  
(なしの声あり)

市 長

ほかにご意見等ないようですので、少人数学校推進事業については、以上としたいと思います。

市 長

次に、「③ 中学校部活動の地域移行について」の説明をお願いします。

社会教育課長

中学校部活動の地域移行について説明いたします。資料5-1をご覧ください。はじめに、部活動改革の状況についてであります。令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。その中で、学校の部活動について、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、学校等関係者の理解と協力のもと、段階的に地域でのクラブ活動に移行することとされております。主な内容といたしましては、まず、休日における地域の環境整備を確実に推進すること、平日の環境整備については、できることから取り組み、休日の取り組みの進捗状況を検証しながら、更なる改革を推進していくというものであります。また、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間とし、地域との連携、地域移行に組み込みながら、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとなります。県では、国のガイドラインを踏まえ、3月までに県のガイドラインを策定することとしております。

次に、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行イメージについて説明いたします。資料5-2をご覧ください。資料の上段になります。現状は、学校教育の一環として、教員を指導者とし、学校の生徒を参加者として行っております。これが、休日については、学校と連携して行う地域クラブ活動に移行することとなります。地域移行は、複数の中学校が参加し、指導は、外部団体の指導者が行います。資料中段の図に示すとおり、①市区町村が中心となりスポーツ団体・文化団体と連携

して運営実施していく形、②総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会、スポーツ少年団などの団体が直接運営実施していく形など、地域の実情に応じて実施していくこととなります。また、直ちに体制整備を行うことが困難な場合については、資料下段の図のように、単独校の部活動や合同の部活動に指導員を派遣して指導する形となります。学校や各種団体と順次協議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、資料5-1にお戻りください。体制整備の検討であります、令和5年度は、市内関係者と協議会を設置し、移行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。協議会の役割の案といたしまして、移行に向けた地域の環境整備、方向性の検討を行うこととしており、学校や競技ごとの運営・実施方法、指導者の確保や支援、費用負担、生徒や保護者への支援等の検討を進めていくことを想定しております。また、協議会の構成案といたしましては、現在のところ、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団本部、各競技団体、文化芸術団体、中学校長会、PTA連合会などを想定しているところであります。令和6年度には、先行して実施できる学校や競技から、休日の地域クラブ活動に移行いたしまして、令和7年度には、全ての学校や競技で休日の地域クラブ活動に移行できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で、中学校部活動の地域移行についての説明を終わります。

市長

ただいま説明が終わりました。なかなか大変だと思います。考え方について、何かございませんか。

教育長

令和5年から令和7年度までの間に、完全に地域移行するというのが、スポーツ庁と文化庁の話だったのですが、具体的な動きとして、国からはガイドラインは示されましたが、県ではまだ策定できていないという状況です。県のガイドラインができて、それを受けて、市の方針を決めて取組むという流れになります。あと2箇月で令和5年度という状況で、勇み足で進めてしまうと、子ども達を混乱させてしまうことにもなりかねないので、令和5年度については、中学校の部活動はこれまで同様としたところです。現状で、外部指導者として様々な方に協力をいただいておりますので、可能な限り、その中でお願いできる部分については、対応していくこととしております。

また、これまで部活動については、全員参加を基本としてやっておりましたが、本来は、任意参加というものですので、本来の在り方に戻そうということで、校長会などでも議論したところです。令和5年度からは自主参加という形にしていこうということで進んでおります。

令和5年度には、協議会の立ち上げも控えておりますので、担当課の人的体制も整えていかなければならない状況です。学校や競技によっても状況がそれぞれ異なりますし、まずは、できるところからやっていくという形になります。あまり先走りせずに、他の取り組み事例

などを参考にしながら、栗原にとって良い形をつくっていけるように進めてまいりたいと考えております。

蘇武委員

先日、教育長や教育委員の皆さんと県の研修会に参加してきましたが、そのときに講演された講師の先生が、「部活の指導者は教育者である」という考え方をもっておられました。指導者は、単に技術を教えるだけでなく、人としての在り方や生き方も含めて教えていく教育者ですので、誰でも良いというものではないと思います。教育者としての資質をもつ方をお願いしていくということからも、部活動の地域移行については、難しい問題だと思います。

市 長

しっかりと進めていただきたいと思います。ほかに御意見等ございませんか。

(なしの声あり)

市 長

ないようですので、中学校部活動の地域移行については、以上で終わります。

市 長

次に、「④ 伊治城跡発掘調査について」の説明をお願いします。

文化財保護課長

それでは、伊治城跡発掘調査について説明いたします。

資料6、A3横長の資料をご覧ください。伊治城につきましては、奈良時代の終わり神護景雲元年、767年に造営された古代の城柵跡です。城という字が充てられておりますので、天守閣を持ったお城を想像すると思いますが、蝦夷に対抗するために造られた奈良時代の役所の跡です。当時の東北地方の中心は、多賀城市に所在した陸奥の国府多賀城跡でした。宝亀11年(780年)に伊治公咎麻呂が按察使、東北地方の長官である紀広純などを殺害して、その後、多賀城を襲撃した「伊治公咎麻呂の乱」が起き、当時の政府を震撼させました。その内容については、当時の史書である、続日本紀に記載されております。

伊治城は、造られた時期が続日本紀などに記述されている数少ない城柵の一つでしたが、所在地については不明で、いくつかの擬定地があり、築館城生野地区もその中の一つとして、江戸時代の終り頃から多くの議論が行われてきました。その他にも栗原市内の擬定地には、栗駒櫻田地区の伊治城という集落と、志波姫伊豆野地区に伊豆野城内という集落が名称から擬定地にあげられてきました。

本格的な発掘調査は、昭和52年度から昭和54年度まで宮城県多賀城跡調査研究所が多賀城跡関連遺跡発掘調査事業として発掘調査を実施し、その後、昭和62年度からは、築館町教育委員会及び栗原市教育委員会が発掘調査を実施してきました。

平成3年度第17次発掘調査で伊治城の中枢部である「政庁」の北西分部が確認され、築館城生野地区に伊治城があったことが考古学的に証明され、所在地論争に終止符がうたれました。その後の発掘調査の成果から外郭域の一部を含む範囲について、平成15年8月27日付け

で史跡に指定されました。

右のページの第2図をご覧ください。築館城生野地区の図面となります。このように集落全体が遺跡の中にあり、遺跡の大きさは、南北900メートル、東西600メートルの不正形をした五角形を呈しております。遺跡は、「政庁」、「内郭」、「外郭」のエリアに分けられます。

「政庁」は儀式などをする場所で、「内郭」は役所の事務などの仕事をする場所です。「外郭」は、南側は内郭と同じように事務の仕事をするエリアで、北側は竪穴建物が点在するエリアとなります。図面の中の網掛けをしている範囲が、これまで発掘調査を実施した箇所となります。赤線で囲っている範囲が史跡の範囲となります。発掘調査の目的は、史跡伊治城跡を整備するにあたり、建物の変遷や建物等の構造及び規模などを解明するため、発掘調査を実施し報告書として、まとめることが必須となっております。

資料の左側の下の第1図をご覧ください。これまでの発掘調査から、「政庁」の大きさは、南北が約61メートル、東西が54メートルから56メートルと考えておりましたが、平成30年度に「政庁」の規模を確定させるため、個人の住宅の敷地内、国道の下り線側のシラトリ電気さんの発掘調査を実施しました。図面で国道4号と記されている隣に5Tを調査しましたが、区画施設の東辺は確認出来ませんでした。このことから、さらに東側に広がるものと思われ、一辺61メートル四方のほぼ正方形に近い形をしているものと想定されました。

令和5年度は、「政庁」の規模を確定させるため、第1図および第2図に示した、国道4号の東側の高橋さんの個人住宅の敷地内に東西方向に細長く10平米くらい、発掘調査を実施して東辺を確認するものです。「政庁」の建物の変遷、規模が確定したら本報告書を作成し、史跡伊治城跡整備基本計画を基に整備計画にとりかかる予定となっております。

以上が、伊治城跡発掘調査についての説明となります。

市長  
蘇武委員

説明が終わりました。質問等ございませんか。

上治郡（かみはりぐん）というのは、どこにありますか。現在でいうところの、どのあたりでしょうか。

文化財保護課長

研究者の中でも見解が分かれておりました、コレハリ郡が上下、二つに分かれている説と、上治郡は別にあるという説があり、不明です。

市長

ほかにございせんか。

（なしの声あり）

市長

ほかにはないので、伊治城跡発掘調査を終わります。

本日の協議事項は以上となります。いろいろな御意見をいただきましたので、今後、教育施策を実施していく上で、より良い事業になるよう努めていきたいと思っております。引き続き御協力をお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

## 8 その他

教育総務課長

それでは、4 その他 に移ります。

事務局から、特に予定しているものはございませんが、委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

蘇武委員

せっかく市長がいらっしゃるので、2点ほど伺いたいと思います。

1つ目は、教育研究センターの組織の話です。私は教育委員になって4年になりますが、その間、教育研究センターの組織の在り方について、自分なりに思うところがあります。現在は、退職された校長先生が所長や特任教授として勤務されていますが、私も退職した人間ですので、やはり、退職してしまうとモチベーションの維持や高い意識を持ち続けるなどが難しくなっていくと思いますので、例えば、所長には、現役の校長職の方をお願いできないものかと思っております。もう少し、組織的な改革をできないものかと感じているところです。

2つ目は、スクールバスの件です。自宅から学校までの距離によって対象となる人・ならない人があると思います。中学生については、対象にならない場合でも、多少距離が遠くても、自転車通学するなど、何とかできるのでよいと思いますが、小学生については、距離にかかわらず、対応できないものかと思っております。スクールバスを見ていると、ガラガラであり人が乗っていないので、もったいないと感じることがあります。小学生の場合は、歩くとしても、幼い子はそれも難しいでしょうし、地域によっては、熊が出るということで、家族が送迎をしているという状況です。小学生だけでも、基準を見直していただくことはできないものかと思っております。

市 長

教育研究センターについては、少し見直しをかけたいと思っております。教育研究センターを設置した当初の目的は、当時、学校再編によって市内の教育環境が大きく変わっていく中で、先生方が相談したり、指導力を向上させる場をつくるということでした。その頃から既に県の研修センターもありましたが、栗原からは遠いということもあり、これを補完する意味で立ち上げたものです。その後、けやき教室や心のケアハウスなども入り、私が教育部にいた頃からは変わった部分もありますが、もう少し見直しをかけようかということで、教育長と話をしていたところです。

また、スクールバスについては、距離が2 km未満の方も利用させてほしいということだと思いますが、体力の低下が叫ばれているところでもあり、全員バス通学にすることの弊害もあると思いますので、難しい課題であると捉えております。今後、検討させていただきたいと思います。

## 9 閉 会

教育総務課長

本日は、貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

それでは、皆さま、御起立願います。

以上をもちまして、令和4年度第1回栗原市総合教育会議を終了いたします。大変お疲れ様でした。

午後4時40分